

人権相談所を開設  
お気軽にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、毎日の生活の中で起こるさまざまな問題の相談に応じてくれる身近な相談相手です。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。一人で悩まずにご相談ください。

毎月の開催日時等は、広報のお知らせページ欄外(下余白)に掲載しますので、ご確認の上、お出掛けください。

常設人権相談所もご利用ください

面接相談会場

福島地方法務局人権擁護課  
福島市本内字南長割1-3  
(福島地方法務局分室内)

電話相談

人権相談全般  
☎0570(003)110  
子どもの人権110番  
☎0120(007)110  
女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810

受付時間

平日 午前8時30分  
午後5時15分

令和5年度 市内の人権擁護委員(敬称略)

二本松地域	渡邊 一郎 (本町)	安達地域	服部 栄一 (油井)
	漆間 唯実 (根崎)		佐藤 芳邦 (渋川)
	渡邊 公子 (八坂町)		堀川 英二 (上川崎)
	渡邊 利昭 (十神)		安在 政晴 (下川崎)
岩代地域	佐藤 泰子 (古家)	東和地域	菅野 修司 (太田)
	武藤 利一 (西新殿)		大原 弘行 (戸沢)
	遠藤 康子 (成田)		斎藤 ひとみ (針道)
	佐久間 優子 (百目木)		

令和5年度 人権相談所開設予定

区分	二本松地域	安達地域	岩代地域	東和地域
4月	6日(木)		27日(木)◆	
5月	11日(木)	12日(金)※		10日(水)
6月	1日(木)	8日(木)	1日(木)●	1日(木)
7月	6日(木)	3日(月)	6日(木)★	
8月	3日(木)		31日(木)◆	2日(水)
9月	7日(木)			
10月	5日(木)	10日(火)	5日(木)●	
11月	2日(木)			
12月	7日(木)	6日(水)※	7日(木)★	4日(月)
1月	11日(木)			
2月	1日(木)		1日(木)◆	7日(水)
3月	7日(木)			
会場	福祉センター	安達公民館	◆: 岩代支所 ●: 旭公民館 ★: 新殿公民館	東和支所
時間	13:00~15:00 10:00~15:00	10:00~12:00 12:00~15:00 ※10:00~15:00	10:00~12:00	10:00~12:00

・網掛け、※の日は、時間帯が変わりますのでご注意ください。  
・岩代地域は開設会場にご注意ください。

お問い合わせ

生活環境課生活防災係  
☎(55)5102  
Fax(22)4479  
または各支所地域振興課



令和5年度

市税等の納期一覧

税目 納期	市民税および県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険 税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	納期限	
令和5年	5月	1期	全期				5月31日	
	6月	1期					6月30日	
	7月	2期			1期	1期	7月31日	
	8月	2期			2期	2期	8月31日	
	9月	3期			3期	3期	10月2日	
	10月	3期			4期	4期	10月31日	
	11月				5期	5期	11月30日	
6年	12月	3期		6期	6期	5期	12月25日	
	1月	4期		7期	7期	6期	1月31日	
2月	4期			8期	8期	7期	2月29日	
問い合わせ	賦課	税務課 市民税係 ☎(55)5085	税務課 資産税係 ☎(55)5086	税務課 市民税係 ☎(55)5085	税務課 市民税係 ☎(55)5085	高齢福祉課 介護保険係 ☎(55)5115	国保年金課 医療給付係 ☎(55)5107	Fax(共通) (22)0790
	納付	税務課収納係 ☎(55)5087						

市税等の納期限は、左表に記載された月日となります。

※特別徴収の場合は上表によらず、それぞれの給与の支払日に納めていただくことになります。  
※上記のほかに、市税等の随時課税分の納期があります。  
※12月は納期限にご注意ください。

# 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

## 今後のワクチン接種について

※令和5年2月末現在での国の方針をお知らせいたします。  
(正式決定ではないため、今後変更となることもあります。)



### 接種対象者、接種時期

接種対象者	接種時期
65歳以上の高齢者	2回の接種 ・春から夏(5～8月)に1回 ・秋から冬(9～12月)に1回
基礎疾患を有する者、 その他重症化リスクが高いと医師が認める者	
医療従事者、高齢者施設等従事者	
上記以外の追加接種可能な者 (5歳以上の初回接種(1・2回目接種)完了者)	1回接種 ・秋から冬(9～12月)に1回
乳幼児、小児	新型コロナワクチンは生後6カ月から接種できるようになっています。 乳幼児および小児は、接種可能になってからの期間が短かったため、初回接種(乳幼児は3回目まで、小児は2回目まで)について、4月以降も同様に接種できるようになる見込みです。

### 接種費用

令和5年度は、これまでと同様に全ての方が無料で接種できる見込みです。

◎問い合わせ…健康増進課ワクチン接種推進係 ☎(23)6591 Fax(23)1714

## 市民が主役。

〈市長からの手紙〉

### さくら咲く未来へ

咲けばちる咲かねば恋し  
山桜思ひ絶えせぬ花のうへ  
かな

平安時代の女流歌人である  
中務の詠んだ歌です。

桜の花が咲けば散ってしま  
うかと心配し、咲かなければ  
またひたすらに恋しく思われ  
ます。

さくらは、春のおとずれを  
告げ、豊かな実りをもたらす  
花として、また、人生の転機  
を彩る花として、人々に愛さ  
れ、永い歲月の中で育まれて  
きました。

また、冬から春への移り変  
わりは、農耕のはじまりや冬  
の寒さにこごえる日々の終わ  
りを意味します。

こうした期待が、春の訪れ  
を告げる桜の美しさを二層盛  
り上げる後押しとなっており  
ます。

日本人は古来より桜の美し  
さ、可憐さに心惹かれ、また  
春の訪れを告げる神や精霊が  
宿る存在と考えられてきまし  
た。

さくらの持つ清楚・明朗、  
高雅さは日本人の心情を表す  
花でもあります。



二本松市長  
三保 恵一

二本松市には「日本さくら  
名所100選」に選ばれた  
「霞ヶ城公園」をはじめ、「安  
達ヶ原公園」や「合戦場のしだ  
れ桜」、「中島の地蔵桜」など、  
市内各地に桜の名所がありま  
す。樹齢千年を超える老古木  
や一本桜、農作業開始の指標  
とされる「種まき桜」や「田植え  
桜」が数多く存在しておりま  
す。

さくらを植え、守っていた  
だいた多くの桜守、先人の偉  
業に心から感謝をしております。  
二本松市は、先人からの  
大切な桜を後世に継承してま  
いります。

百年後、千年後の未来のた  
めに、さくらを守り育て、さ  
くらを愛する心を広げ、平和  
で美しい豊かな自然環境、明  
るい未来をひらいてまいりま  
しょう。

「日本一のさくらの郷 二本松」  
桜ほころぶ春、花を愛でる  
「花の宴」がひらかれることを、  
さらに、未来にわたり市内全  
域がさくらに彩られ、市民の  
笑顔が満ち溢れ、交流が深ま  
ることを願っております。